

伊方原発広島裁判：3号機仮処分命令申立事件、第1回審尋日決定

=====2016年3月28日 直ちに解禁

2016年3月28日（広島）：

伊方原発広島裁判原告団が去る3月11日広島地裁に提訴していた①伊方原発1号機から3号機の運転差止訴訟（以下“本訴”と略）と②伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件（以下“仮処分”と略）の2つの訴えのうち、緊急性の高い仮処分の第1回審尋日が広島地裁において4月28日午後3時と決定した。

3月28日午後4時から広島地裁民事第4部において、仮処分事件に関する進行協議が行われ、第1回審尋はゴールデンウィーク前の4月28日（木曜日）午後3時から広島地裁において行う、と決定したものの。

なお進行協議は、債権者側（仮処分申し立て側）から代理人弁護士が、河合弘之弁護士をはじめ広島県内外7弁護士、債権者（仮処分申立人）3名のうち2名が出席した。一方債務者側は代理人弁護士3名、債務者（四国電力）から4名が出席した。

またなお同種の仮処分申立事件では、3月9日大津地裁（山本善彦裁判長）で関西電力の高浜原発3・4号機の運転差止仮処分命令が出ており、現在関西電力は高浜3・4号機の運転を禁止されている。

(以上)

問い合わせ先：

伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail：saiban_office@hiroshima-net.org

URL：<http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（080-3885-9466）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる